厚生労働省における行政手続法に基づく行政指導の中止等の求め及び処分等の求めに対する事務手続に関する訓令の一部を改正する訓令案　新旧対照条文

○　厚生労働省における行政手続法に基づく行政指導の中止等の求め及び処分等の求めに対する事務手続に関する訓令（平成27年厚生労働省訓第３号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（定義） 第２条　（略） ２～５　（略） ６　厚生労働省組織令第８４条の２に規定する参事官並びに同令第１３０条の３第２項及び第１３１条第２項に規定する参事官であって申出に係る事務を所掌するもの並びに厚生労働省組織規則第４８条の３第２項に規定する人材確保支援企画官、同令第７３条の４第２項に規定する訓練企画官、同条第３項に規定する特別支援企画官、同条第７項に規定するキャリア形成支援企画官、同条第８項に規定する企業内人材開発支援企画官及び同条第１１項に規定する海外協力企画官のほか、別表第２に定めるものは、主管課とみなす。	（定義） 第２条　（略） ２～５　（略） ６　厚生労働省組織令第３９条の２に規定する参事官並びに同令第１３０条の３第２項及び第１３１条第２項に規定する参事官であって申出に係る事務を所掌するもの並びに厚生労働省組織規則第４１条第９項に規定する首席職業指導官、同令第７３条の４第２項に規定する訓練企画官、同条第３項に規定する特別支援企画官、同条第７項に規定するキャリア形成支援企画官、同条第８項に規定する企業内人材開発支援企画官及び同条第１１項に規定する海外協力企画官のほか、別表第２に定めるものは、主管課とみなす。